

仁木町定住促進住宅改修助成金交付要綱

令和7年4月1日仁木町告示第66号

(目的)

第1条 この要綱は、仁木町内において自らが所有する住宅又は所有する予定の住宅を改修し、当該住宅に定住する者に対して予算の範囲内で助成することにより、少子化対策及び定住人口の増加並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 本要綱に基づく助成金の交付を受けようとする者をいう。
- (2) 移住者 本要綱第6条に規定する計画を提出する日の属する年度の2年度前までに、町外から仁木町に転入した者又は当該計画の提出後に転入しようとする者で、転入前の1年間は本町に住民登録がない者をいう。
- (3) 子育て世帯 本要綱第6条に規定する計画の提出時点で、中学生以下の子どもを扶養し、同居している世帯をいう。
- (4) 若年世帯 本要綱第6条に規定する計画の提出時点で、申請者又はその配偶者が50歳以下である世帯をいう。
- (5) 住宅 居住の用に供する戸建て又は併用住宅であり玄関、便所、台所、浴室及び居室を有しているものをいう。
- (6) 専用住宅 居住の用に供する目的のためだけに建てられた住宅をいう。
- (7) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用する部分と居住の用に供する部分を併せ持つ住宅をいう。
- (8) 定住 仁木町の住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠を町内に有することをいう。
- (9) 住宅改修 既存の住宅の機能や性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部を修繕、補修、補強、模様替え、取替え等を行う工事、既存の住宅に増築を行う工事及び既存の住宅の一部を改築する工事で、次に掲げるものをいう。
 - ア 基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕工事又は補強工事
 - イ 外壁の改修工事及び塗装工事
 - ウ 屋根の改修工事及び塗装工事
 - エ 屋根の雪止め設置及び修繕工事
 - オ 台所、浴室又は便所を改修する工事（合併処理浄化槽の設置に係る工事を除く。）
 - カ 間取りの変更及び開口部の新設等の工事
 - キ 建具の取り替え等の工事
 - ク 畳替え、畳表替え
 - ケ 断熱、気密又は遮音工事
 - コ 屋内給排水管の新設及び劣化改修工事

- サ 電気設備工事を伴う省エネ照明機器の設置工事
 - シ 自然再生可能エネルギー利用機器（太陽光発電システム・太陽熱利用システム・熱交換システムなど）の設置工事
 - ス 住宅と連結している車庫、物置の修繕工事
 - セ その他住宅の機能や性能を維持・向上させるための工事
- (10) 助成対象期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までをいう。

(助成対象者)

第3条 助成等の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 定住を目的に住宅改修する個人であること。
- (2) 移住者、子育て世帯、若年世帯のいずれかに該当すること。
- (3) 助成金の交付を申請する日において、住宅の所有権保存登記が完了し、その所有権を有する者であること。
- (4) 改修した住宅に住所を有すること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者をいう。）。
- (5) 前号の住宅に引き続き5年以上定住すること。
- (6) 申請者及びその同一世帯に属する者全員が市町村税及び使用料等に未納がないこと。
- (7) 世帯全員のいずれもが、本事業による助成金、仁木町定住促進新築住宅取得助成金及び国又は地方公共団体等の同種の助成金等の交付を受けていないこと。
- (8) 建物の所有権を5割以上有していること。ただし、当該割合5割の者が二人存在する場合はいずれか一方とする。
- (9) 申請者及び同一世帯に属する者全員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていないこと。

(助成対象住宅)

第4条 助成金の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律201号）のほか、建築基準関係規定に適合するものであること。
- (2) 専用住宅、併用住宅ともに建築工事後の住宅延床面積が50平方メートルを超えること。併用住宅の場合、店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が50平方メートルを超えること。
- (3) 別荘等一時的に使用する住宅ではないこと。
- (4) 助成対象期間に住宅改修が完了していること。

(助成金等の額)

第5条 助成金の交付額は、住宅改修に要する費用（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む。）が、200万円以上のもので100万円とする。ただし、併用住宅の場合は、店舗改修を除いた工事費用が200万円以上であること。

2 前項に規定する住宅改修に要する費用には、次の各号に掲げる額は含まないものとする。

- (1) 合併処理浄化槽の設置に要する費用
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく日常生活用具（住宅改修）の給付を受けた時は、その給付金の額
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく居宅介護住宅改修費

（事業計画の承認申請）

第6条 申請者は、工事着手前であって、助成対象期間に行う助成対象住宅の改修計画について、仁木町定住促進住宅改修計画書（別記様式第1号。以下「計画書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 入居者全員の住民票
- (2) 改修内容がわかる書類（工事費内訳書、位置図、平面図、立面図など）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（事業計画の承認）

第7条 町長は、計画書の提出があったときは、その内容を審査し、仁木町定住促進住宅改修計画確認通知書（別記様式第2号）により、その適否を提出者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（助成金の交付申請及び実績報告）

第8条 申請者は、助成対象住宅の改修後かつ入居完了の日以降に、仁木町定住促進住宅改修助成金交付申請書（別記様式第3号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、当該交付申請の期限は、助成対象期間内であって、住宅改修後1年以内とする。

- (1) 入居者全員の住民票
- (2) 市町村税等の滞納のない証明書（申請する年の前の年の1月1日現在で仁木町に住民登録がない者に限る。）
- (3) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定による土地及び家屋の全部事項証明書（発行日から1か月以内のもの）
- (4) 検査済証の写し（建築確認が不要な住宅にあつては、工事届の写し）
- (5) 助成対象住宅の改修費用の支払いを証明できる書類の写し

- (6) 助成対象住宅の完成写真（改修前と改修後がわかる写真）
 - (7) 誓約書（別記様式第4号）
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（助成金の交付決定及び確定通知）

- 第9条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、当該申請のあった日の属する年度における予算の範囲内で、助成金の交付を決定し、仁木町定住促進住宅改修助成金交付決定通知簿（別記様式第5号）に必要事項を記入し、申請者に仁木町定住促進住宅改修助成金交付決定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。
- 2 町長は、前条各号で規定する書類等に不備がなく受理した者から順に交付決定する。
 - 3 町長は前項の規定により交付決定をする場合において、申請書が同時に提出されたと認められるときで、かつ、予算額を超える交付申請があったときは抽選とする。
 - 4 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
 - 5 助成金は、第1項の規定による助成金の交付決定後に交付するものとし、交付額の確定通知は、助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）の金融機関口座に、同項により決定した助成金を振り込む行為をもって替えるものとする。

（異動の届出）

- 第10条 交付決定者が住宅改修し定住した日から5年未満に転出又は住宅を売買、譲渡しようとするときは、仁木町定住促進住宅改修助成金異動届出書（別記様式第7号。以下「異動届出書」という。）を町長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

- 第11条 町長は、異動届出書の提出があったときはその内容を確認し、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。
- (1) 改修が完了した日から5年未満に住宅の取壊し、第三者への貸与又は売却したとき。
 - (2) 改修が完了した日から5年未満に住宅から交付決定者の世帯全員が転出又は転居したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
 - (5) その他返還が適当と町長が認めたとき。
- 2 前項第1号又は第2号の規定により助成金の交付決定の全額又は一部を取り消し、助成金の返還を命ずる場合における返還額は、住宅改修し定住した日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ、決定する。

- (1) 1年未満 全額
- (2) 1年以上2年未満 助成金に10分の8を乗じて得た額
- (3) 2年以上3年未満 助成金に10分の6を乗じて得た額
- (4) 3年以上4年未満 助成金に10分の4を乗じて得た額
- (5) 4年以上5年未満 助成金に10分の2を乗じて得た額

3 第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、仁木町定住促進住宅改修助成金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（報告等）

第12条 町長は、必要があると認めるときは交付決定者から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、交付決定者は、町長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。